

2021年度 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日 >> 2022年3月31日

開催日時 2022年6月27日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 文京ガーデン
ゲートタワー11階・当社会議室
東京都文京区小石川一丁目1番1号

議案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 取締役等に対する業績
連動型株式報酬の額及び
内容決定の件

【株主の皆様へ】

- ◆ 新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の流行状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ◆ 本株主総会の議決権行使は、書面又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。
- ◆ 本株主総会当日は、会場において新型コロナウイルス感染防止のための措置を講じる場合もありますので、ご協力の程お願い申し上げます。
- ◆ 株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

目次

2021年度定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
招集通知提供書面	
事業報告	24
連結計算書類	47
計算書類	50
監査報告	53



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
はじめに、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様
やそのご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。
また、行政や医療関係等の皆様をはじめ、感染拡大防止
のためにご尽力されている方々に深く敬意を表し感謝を
申し上げます。

さて、当社の2021年度定時株主総会を開催いたします
ので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案、2021年度の事業の概要につき、ご説
明申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し
上げます。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りませ
う、よろしくようお願い申し上げます。

2022年6月
代表取締役 京谷 裕

企業理念

「三綱領」は、1920年の三菱四代社長岩崎小彌太の訓諭をもとに、1934年に旧三菱商事の行動指針として制定されたものです。旧三菱商事は1947年に解散しましたが、三菱商事においてもこの三綱領は企業理念となっており、三菱商事グループの一員として、三菱食品においてもこの三綱領を企業理念としています。

三綱領

所期奉公

事業を通じ、物心共に豊かな社会の実現に努力すると同時に、かけがえのない地球環境の維持にも貢献する。

処事光明

公明正大で品格のある行動を旨とし、活動の公開性、透明性を堅持する。

立業貿易

全世界的、宇宙的視野に立脚した事業展開を図る。

(2001年1月、三菱グループ各社で構成される三菱金曜会にて申し合わされた現代解釈)

当社のパーパス（存在意義）

当社は上記「三綱領」を企業理念とした上で、当社があらゆるステークホルダー（利害関係者）に対して負う使命として、「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」をパーパス（存在意義）として定めております。

東京都文京区小石川一丁目1番1号
三菱食品株式会社
代表取締役 京谷 裕

2021年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社2021年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月24日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都文京区小石川一丁目1番1号
文京ガーデン ゲートタワー11階・当社会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

次頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。




以上

- 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び定款第16条の定めに従い、当社ホームページに掲載しておりますので、提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載いたします。
- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を、会場受付にご提出ください。なお、代理人は、定款第17条の定めにより、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
(当社ホームページ <https://www.mitsubishi-shokuhin.com/>)

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様的重要な権利であります。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける方	株主総会にご出席いただけない方	
 <p>会場受付にご提出</p> <p>同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。 (ご捺印は不要です)</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; text-align: center; padding: 5px;">株主総会開催日時</p> <p style="text-align: center; color: #0056b3;">2022年6月27日 (月曜日) 午前10時</p>	 <p>郵送によるご提出</p> <p>後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。 ※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; text-align: center; padding: 5px;">行使期限</p> <p style="text-align: center; color: #0056b3;">2022年6月24日 (金曜日) 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットでご入力</p> <p>当社の指定する議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスいただきご行使ください。 ※詳しくは4頁をご覧ください。</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; text-align: center; padding: 5px;">行使期限</p> <p style="text-align: center; color: #0056b3;">2022年6月24日 (金曜日) 午後5時30分入力分まで</p>

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書
三菱食品株式会社 御中

議決権の数

私は、2022年6月27日開催の三菱食品株式会社2021年度定株主総会(議決権または延会の場合を含む。)における各議案の原案に対し右記(賛否を含む)で表明のとおり、議決権を行使します。
2022年6月 日

議案	原案に対する賛否
第1号議案	賛 否
第2号議案	賛 否
第3号議案	賛 否
第4号議案	賛 否
第5号議案	賛 否

見本

(ご注記)
各議案につき賛否の表示がない場合は、原案の賛成を意味するものとさせていただきます。

三菱食品株式会社

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	原案に対する賛否	
第1号議案	賛	否
第2号議案	賛	否
第3号議案	賛	否
第4号議案	賛	否
第5号議案	賛	否

【第1、2、4、5号議案】

- 賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- 否認する場合 → “否”を○で囲んでください。

【第3号議案】

- 全ての候補者に賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合 → “否”を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合 → “賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

※各議案につきましては、賛否の記載が無い場合、“賛”の表示があったものとしてお取扱いいたします。

※郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※書面又はインターネット等にて事前に議決権行使をされた株主様が当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意ください。

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

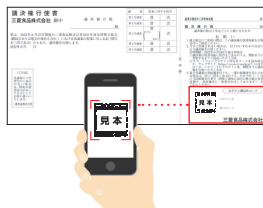
インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2022年6月24日（金曜日）午後5時30分まで受け付けいたします。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



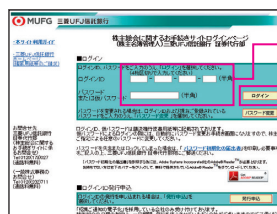
QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

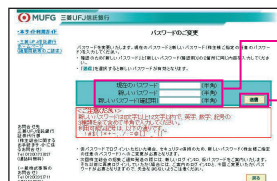
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類——議案及び参考事項

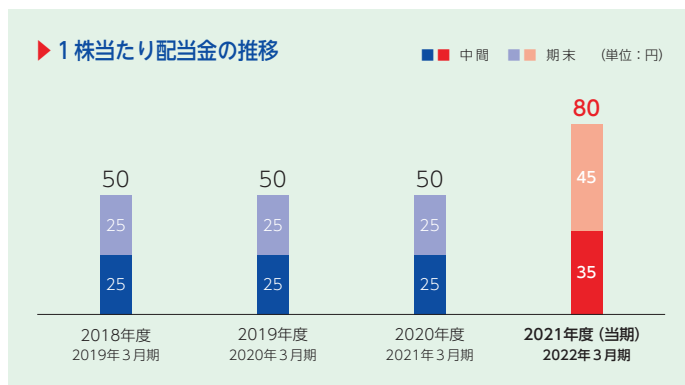
第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、「中期経営計画2023」における、資本効率を重視し、成長投資を優先した上で積極的な株主還元を行うという基本方針に基づき、当事業年度の業績や財務状況等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 配当財産の種類 | 金銭 |
| 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき 金45円
配当総額 1,959,158,385円 |
| 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2022年6月28日 |



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令の定めに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>

現行定款	変更案
<新設>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<新設>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）は任期満了となります。

つきましては、当社取締役候補者の選任方針に基づき取締役9名を選任いたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位・担当	候補者属性	在任年数
1	きょう や 京谷 裕 (60歳)	社長（兼）CSO（兼）CHO（健康増進担当）	再任	1年
2	えの もと 榎本 孝一 (60歳)	コーポレート担当役員（総務人事・コンプライアンス）（兼）経営企画本部長	再任	6年
3	たむら 田村 幸士 (57歳)	SCM統括	再任	2年
4	ほそ だ 細田 博英 (60歳)	商品統括（兼）加食管掌	新任	—
5	かわ もと 川本 洋史 (55歳)	コーポレート担当役員（CFO）	新任	—
6	か とう 加藤 亘 (56歳)	三菱商事(株)食品流通・物流本部長	再任	1年
7	かき ざき 柿崎 環 (61歳)	明治大学法学部 教授	再任 社外 独立	6年
8	てしま 手嶋 宣之 (60歳)	専修大学商学部 教授	再任 社外 独立	6年
9	よし かわ 吉川 雅博 (66歳)	—	再任 社外 独立	2年

(注) CSOとは、Chief Sustainability Officer（最高サステナビリティ責任者）の略称であります。

CHOとは、Chief Health Officer（最高健康責任者）の略称であります。

SCMとは、Supply Chain Managementの略称であります。

CFOとは、Chief Financial Officer（最高財務責任者）の略称であります。

候補者番号

1

再任



きょう や ゆたか
京谷 裕

(生年月日 1962年1月7日)

▶ 所有する当社の株式数 1,100株
▶ 2021年度取締役会出席回数 12/12回

▶ **略歴並びに当社における地位及び担当**

1984年 4月	三菱商事(株)入社	2016年 6月	当社取締役
2006年 6月	Agrex Asia Pte. Ltd (Managing Director) (シンガポール)	2018年 6月	当社取締役退任
2008年 4月	三菱商事(株)農水産本部 穀物ユニットマネージャー	2019年 4月	三菱商事(株)常務執行役員 コンシューマー産業グループCEO
2012年 4月	同社新興市場事業開発ユニットマネージャー	2021年 4月	当社社長執行役員
2013年 4月	同社農水産本部長	2021年 6月	当社代表取締役社長 (兼) CSO
2014年 4月	同社執行役員 生活原料本部長	2022年 4月	当社代表取締役社長 (兼) CSO (兼) CHO (健康増進担当) (現任)
2016年 4月	同社常務執行役員 生活産業グループCEO		

▶ **重要な兼職の状況**

重要な兼職はありません。

▶ **取締役候補者とした理由**

当社親会社の三菱商事(株)において、常務執行役員 コンシューマー産業グループCEOを務めるなど、豊富な業務経験と、総合商社の経営全般及びグローバルな事業経営に関する知見を有しております。これら経験・知見に加え、2016年6月から2018年6月まで当社で取締役を務めるなど、食品流通業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

▶ **候補者と当社との特別の利害関係等**

京谷 裕氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

再任



え の も と こう いち
榎本 孝一

(生年月日 1961年12月18日)

▶ 所有する当社の株式数 100株
▶ 2021年度取締役会出席回数 15/15回

▶ **略歴並びに当社における地位及び担当**

1984年 4月	三菱商事(株)入社	2016年 6月	当社取締役 (兼) 常務執行役員 コーポレート担当役員 (総務人事) (兼) コンプライアンス担当役員 (兼) 経営企画本部長
2012年 4月	当社経営企画部長		
2013年 4月	当社経営企画本部長		
2014年 4月	当社執行役員 経営企画本部長	2022年 4月	当社取締役 (兼) 常務執行役員 コーポレート担当役員 (総務人事・コンプライアンス) (兼) 経営企画本部長 (現任)
2016年 4月	当社常務執行役員 コーポレート担当役員 (総務人事) (兼) コンプライアンス担当役員 (兼) 経営企画本部長		

▶ **重要な兼職の状況**

重要な兼職はありません。

▶ **取締役候補者とした理由**

当社親会社の三菱商事(株)において、主に生活産業分野の政策立案、実行に携わるなど、豊富な業務経験及び事業経営に関する知見を有しております。当社においては、現在は常務執行役員 コーポレート担当役員 (総務人事・コンプライアンス) (兼) 経営企画本部長を務め、食品流通業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

▶ **候補者と当社との特別の利害関係等**

榎本 孝一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

再任



たむら こうじ
田村 幸士

(生年月日 1965年1月4日)

▶ 所有する当社の株式数 0株
▶ 2021年度取締役会
出席回数 15/15回

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1988年 4月 三菱商事(株)入社	2018年 4月 三菱商事(株)物流事業本部長
2009年 7月 同社物流サービス本部付戦略企画室長	2020年 4月 同社食品流通・物流本部長
2013年 6月 同社新産業金融事業グループCEOオフィス経営計画担当 (兼) グループCIO	2020年 6月 当社取締役
2015年 4月 三菱商事ロジスティクス(株)代表取締役社長執行役員	2021年 4月 当社取締役 (兼) 常務執行役員 SCM統括 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)において、食品流通・物流本部長を務めるなど、物流全般に関する豊富な業務経験及び事業経営に関する知見を有しております。当社においては、現在は常務執行役員 SCM統括を務め、食品流通業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

田村 幸士氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

新任



ほそだ ひろひで
細田 博英

(生年月日 1962年4月10日)

▶ 所有する当社の株式数 1,200株
▶ 2021年度取締役会
出席回数 —

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1985年 4月 当社入社	2013年 8月 当社菓子事業本部戦略オフィス室長
2005年 4月 当社岡山支店長	2016年 4月 当社執行役員 中四国支社長
2009年 3月 当社中四国支社長代理	2020年 4月 当社常務執行役員 加食事業本部長
2012年 4月 当社中四国支社加食事業部長	2022年 4月 当社常務執行役員 商品統括 (兼) 加食管掌 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、主に加工食品事業に携わり、中四国支社長を務めるなど、豊富な業務経験及び事業経営に関する知見を有しております。現在は常務執行役員 商品統括 (兼) 加食管掌を務め、食品流通業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、新たに取締役候補者となりました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

細田 博英氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

新任



かわもと ひろし
川本 洋史

(生年月日 1966年7月17日)

▶ 所有する当社の株式数

0株

▶ 2021年度取締役会

出席回数

—

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1990年 4月 三菱商事(株)入社
2017年 4月 同社エネルギー事業グループ管理部長
2019年 4月 同社天然ガス・金属資源管理部長

2022年 4月 当社常務執行役員 コーポレート担当役員 (CFO)
(現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)において、天然ガス・金属資源管理部長を務めるなど、財務・会計に関する豊富な業務経験及び事業経営に関する知見を有しております。当社においては、これらの経験・知見を基に、職務を適切に遂行できると判断し、新たに取締役候補者となりました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

川本 洋史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

再任



かとう わたる
加藤 亘

(生年月日 1965年8月19日)

▶ 所有する当社の株式数

0株

▶ 2021年度取締役会

出席回数

12/12回

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1988年 4月 三菱商事(株)入社
2010年 3月 同社食品本部 戦略企画室長
2012年 4月 同社食品本部 戦略企画室長
(兼) 新興市場事業開発ユニット インドチームリーダー
2012年11月 インド三菱商事会社 チェンナイ支店長
2015年 4月 三菱商事(株)食品流通部長 (兼) 生活産業グループCEO
オフィス 特命戦略担当

2018年 4月 同社生活流通本部 戦略企画室長
2019年 4月 同社消費財本部 戦略企画室長
2021年 4月 同社食品流通・物流本部長 (現任)
2021年 6月 当社取締役 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

三菱商事(株)食品流通・物流本部長、三菱商事パッケージング(株)取締役

▶ 取締役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)において、食品流通・物流本部長を務めるなど、豊富な業務経験及び食品流通に関する知見を有しております。当社においては、実践的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、引き続き取締役候補者となりました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

加藤 亘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

再任

社外

独立



かき ざき たまき
柿崎 環

(生年月日 1961年1月16日)

▶ 所有する当社の株式数 3,500株
▶ 2021年度取締役会出席回数 14/15回

▶ **略歴並びに当社における地位及び担当**

2002年 4月 跡見学園女子大学マネジメント学部 助教授
2008年 4月 東洋大学専門職大学院法務研究科 准教授
2009年 4月 同大学院法務研究科 教授

2012年 4月 横浜国立大学国際社会科学研究院 教授
2014年 4月 明治大学法学部 教授 (現任)
2016年 6月 当社社外取締役 (現任)

▶ **重要な兼職の状況**

明治大学法学部 教授、京浜急行電鉄(株)社外取締役、日本空港ビルデング(株)社外監査役、㈱秋田銀行社外取締役

▶ **社外取締役候補者とした理由**

商法・金融商品取引法を研究分野とする大学教授として、内部統制などに関する高い見識を有し、客観的・専門的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、また、今後も同視点から適切な監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

▶ **候補者と当社との特別の利害関係等**

柿崎 環氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 柿崎 環氏は、2022年6月24日に日本空港ビルデング(株)の社外監査役を辞任し、同社の社外取締役に就任する予定であります。

候補者番号

8

再任

社外

独立



て しま のぶ ゆき
手嶋 宣之

(生年月日 1961年11月3日)

▶ 所有する当社の株式数 0株
▶ 2021年度取締役会出席回数 15/15回

▶ **略歴並びに当社における地位及び担当**

1985年 4月 ㈱東京銀行入行
1993年 5月 マサチューセッツ工科大学経営大学院修了
1997年 2月 ㈱NEC総研入社 主任研究員
2001年 4月 専修大学商学部 専任講師

2003年 4月 同大学商学部 准教授
2009年 4月 同大学商学部 教授 (現任)
2016年 6月 当社社外取締役 (現任)

▶ **重要な兼職の状況**

専修大学商学部 教授

▶ **社外取締役候補者とした理由**

証券市場論、企業ファイナンス論及びコーポレートガバナンスを研究分野とする大学教授として、高い見識を有しております。また、企業における業務経験もあり、これらの経験を活かした客観的・専門的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、また、今後も同視点から適切な監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

▶ **候補者と当社との特別の利害関係等**

手嶋 宣之氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

9

再任

社外

独立



よし かわ まさ ひろ
吉川 雅博

(生年月日 1956年3月12日)

▶ 所有する当社の株式数 600株
▶ 2021年度取締役会出席回数 15/15回

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1980年 4月	三菱レイヨン(株)入社	2015年 4月	同社取締役(兼)常務執行役員 機能樹脂・機能化学品部門所管役員(兼)研究開発部門所管役員
2003年 4月	同社大竹事業所アクリル繊維工場長	2017年 4月	三菱ケミカル(株)常務執行役員 高性能化学部門長
2005年 4月	同社本社経営企画室	2019年 4月	同社顧問
2007年 4月	同社アクリル繊維事業部長	2020年 3月	同社顧問退任
2010年 4月	同社執行役員 中央技術研究所長	2020年 6月	当社社外取締役(現任)
2013年 4月	同社常務執行役員 研究開発部門所管役員		
2014年 4月	同社取締役(兼)常務執行役員 研究開発部門所管役員		

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 社外取締役候補者とした理由

三菱レイヨン(株)(現三菱ケミカル(株))において、繊維の製造部門を経て、経営戦略部門等に携わったのち、取締役(研究開発部門所管役員)を務めるなど、多様な業務経験、企業経営に関する豊富な経験及び知見を有しております。これら経験を活かした客観的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、また、今後も同視点から適切な監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としてしました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

吉川 雅博氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、柿崎 環氏、手嶋 宣之氏及び吉川 雅博氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、各氏と当該契約を継続する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
会社法第423条第1項の責任について
①その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、
②会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負う。
2. 柿崎 環氏、手嶋 宣之氏及び吉川 雅博氏は、(株)東京証券取引所の規程に定める独立役員候補者であります。
3. 当社は、親会社である三菱商事(株)が締結する役員等賠償責任保険(D&O保険)の記名子会社であり、当該保険契約では、当社取締役・監査役を被保険者としており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の認識がある行為等に起因する損害は補填されません。また、保険料は全額会社が負担しております。
各候補者が取締役選任され就任した場合は、当該保険の被保険者となります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役木崎 博氏は辞任いたします。

つきましては、当社監査役候補者の選任方針に基づき監査役1名を選任いたしたく、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名	現在の地位	候補者属性	在任年数
うな かみ えい じ (57歳) 海上 英治	三菱商事(株)監査部長代行	新任 社外	—

新任

社外



うな かみ えい じ
海上 英治

(生年月日 1965年4月7日)

▶ 所有する当社の株式数 **0株**

▶ 2021年度監査役会出席回数 **—**

▶ 略歴及び当社における地位

1990年4月	三菱商事(株)入社	2019年3月	同社監査部長代行(現任)
2010年4月	欧州三菱商事会社 リスクマネジメント部長		
2016年3月	三菱商事(株)リスクマネジメント部 投融資委員会事務局 担当部長		

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 社外監査役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)において、主に国内外の経理・リスクマネジメント・監査関連業務に従事するなど、豊富な業務経験と、財務・会計等に関する知見を有していることから、新たに社外監査役候補者となりました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

海上 英治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 海上 英治氏は、2022年6月26日付で三菱商事(株)を退職予定であります。
2. 当社は、親会社である三菱商事(株)が締結する役員等賠償責任保険(D&O保険)の記名子会社であり、当該保険契約では、当社取締役・監査役を被保険者としており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の認識がある行為等に起因する損害は補填されません。また、保険料は全額当社が負担しております。
- 海上 英治氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険の被保険者となります。

(ご参考)

取締役候補者の選任方針・手続

食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しております。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役（社内）は、業務執行の最高責任者である社長の他、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担当する執行役員の中から選任しております。また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任しております。原則として、取締役の総数は12名以内としております。

なお、取締役候補者の選任にあたっては、取締役の選任方針に沿って候補者を選定の上、当該候補者が取締役会に必要なスキルを保有しているか、及び人財要件を満たしているかどうかに関し、取締役会から指名・報酬・ガバナンス委員会に諮問し、同委員会からの答申を踏まえて取締役会において審議の上、株主総会に付議することとしております。

監査役候補者の選任方針・手続

監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者を複数選任しております。特に、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任することとしております。

具体的な監査役候補者の選任方針は、監査役（社内）は、全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任しております。また、社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識・経験を有する者から選任しております。

なお、監査役候補者の選任にあたっては、監査役の選任方針に沿って候補者を選定の上、その妥当性について指名・報酬・ガバナンス委員会の答申を得ております。その上で、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議し、株主総会に付議することとしております。

[社外役員の独立性判断基準]

(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)～(6)の該当の有無を確認の上、独立性を判断する。

- (1) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者（※1）
- (2) 当社の定める基準を超える取引先（※2）の業務執行者
- (3) 当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- (4) 当社の会計監査人の代表社員または社員
- (5) 当社より、一定額を超える寄附（※3）を受けた団体に属する者
- (6) 当社の社外役員としての任期が8年を超える者

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他使用人等をいう。

※2 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先をいう。

※3 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいう。

なお、上記(1)～(6)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

取締役・監査役のスキルマトリックス（第3・4号議案が承認されたのちの経営体制（予定））

当社は、「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」というパーパスのもと、持続的な成長と企業価値の向上に向けて、コーポレートガバナンス体制強化やサステナビリティを中核に据えた経営に取り組んでおります。当社取締役会は、SDGs・ESGに関する知見の重要性を十分に認識しており、これらの取り組みを実現する上で必要なスキルを有していると考えております。個人ごとのスキルの保有状況は下表のとおりと考えております。

（取締役9名、監査役4名、計13名）

	氏名	地位・担当	属性	スキル						
				経営全般・ 経営戦略	営業・ マーケティング	ロジスティクス	デジタル・IT	財務・会計	ガバナンス・ リスク管理・ コンプライアンス	人事・ 人財開発
取 締 役	京谷 裕	社長(兼)CSO(兼)CHO(健康増進担当)	男性	○	○		○		○	○
	榎本 孝一	コーポレート担当役員(総務人事・コンプライアンス)(兼)経営企画本部長	男性	○					○	○
	田村 幸士	SCM統括	男性	○		○	○			
	細田 博英	商品統括(兼)加食管掌	男性	○	○	○				
	川本 洋史	コーポレート担当役員(CFO)	男性					○	○	
	加藤 亘	三菱商事(株)食品流通・物流本部長	男性	○	○	○				
	柿崎 環	明治大学法学部 教授	社外 独立 女性						○	
	手嶋 宣之	専修大学商学部 教授	社外 独立 男性					○	○	
	吉川 雅博	-	社外 独立 男性	○	○					
監 査 役	山川 幸樹	-	男性					○	○	
	海上 英治	-	社外 男性					○	○	
	神垣 清水	日比谷総合法律事務所 弁護士	社外 独立 男性						○	
	高橋 吉雄	三菱商事(株)コンシューマー産業管理部長	男性					○	○	

取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び 内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社の取締役及び執行役員（社外取締役、非常勤取締役、受入出向者及び国内非居住者を除き、以下「取締役等」といいます。）を対象に、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めること及び株主をはじめとしたあらゆるステークホルダーとの意識・利害を共有することを目的として、業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。

本制度は、2007年3月29日開催の定時株主総会においてご承認いただきました取締役の年額報酬の限度額（年額5億円以内）とは別枠として、取締役等に対して株式報酬を支給するものであります。

当社は、役員報酬を当社が目指す姿を実現するための重要な原動力と捉え、役員報酬等の決定方針の見直しを行うこととし、本議案が可決されることを条件として、取締役会において役員報酬等の決定方針を決議し、その概要は本文末（ご参考1, 2）に記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿った取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。

本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名（他社からの受入出向者2名を除きます。）となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員を対象としており（本株主総会の終結の時点において本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は16名（他社からの受入出向者5名を除きます。）の予定）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬が含まれますが、本議案では、それらの執行役員が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

これにより、当社の取締役等の報酬は、固定報酬である「基本報酬」並びに業績に連動する「賞与」及び「株式報酬」の3つにより構成されることとなります。

なお、当社は、報酬決定プロセスにおける公正性・透明性・客観性の強化を目的とし、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しており、本制度の導入については、指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経ております。

2. 本制度における報酬の額・株式数の上限等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社が設定した信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度であります。詳細は下記（2）以降のとおりであります。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の取締役（社外取締役、非常勤取締役、受入出向者及び国内非居住者を除きます。） ・当社の執行役員（受入出向者及び国内非居住者を除きます。）
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が抛出する金員の上限 （下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業年度あたり3億円に対象期間の年数を乗じた数に相当する金額 ・本年度から開始する当初対象期間においては、2事業年度を対象として合計6億円
取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法 （下記（2）及び（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業年度あたり11万株に対象期間の年数を乗じた数に相当する株式数 ・本年度から開始する当初対象期間においては、2事業年度を対象として22万株 ・1事業年度あたりの上限の当社発行済株式総数（2022年3月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.25% ・本信託は当社株式を株式市場から取得する予定のため、希薄化は生じない
③ 業績達成条件の内容 （下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間における業績目標の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動 ・当初対象期間については、ROE、TSR、ESG外部評価及び社員エンゲージメント等を業績評価指標等とする
<p>（注）ROE（自己資本当期純利益率）とは、Return on Equityの略称であります。</p> <p>TSR（株主総利回り）とは、Total Shareholder Returnの略称であります。</p> <p>ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせた言葉であります。</p>	
④ 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期等 （下記(4)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、対象期間終了後

(2) 当社が抛出する金員の上限等

本制度の対象となる期間は、原則として、当社が掲げる中期経営計画に対応する事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象とします。ただし、本年度に設定する当初の本制度については、現中期経営計画の残存期間である当初対象期間、すなわち、2023年3月31日で終了する事業年度と2024年3月31日で終了する事業年度の2事業年度を対象とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の中期経営計画に対応する事業年度が対象となります。

本制度の対象期間中、当社は取締役等の報酬として、対象期間毎に1事業年度あたりの信託金の上限金額である3億円に対象期間の年数を乗じた数に相当する金額（当初対象期間については2事業年度を対象として6億円）を上限とした信託金を抛出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間の本信託を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として株式市場から株式を取得します。

当社は、信託期間中、取締役等に対しポイント（下記（3）のとおり。）を付与し、本信託は、あらかじめ定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、その時点での当社が掲げる中期経営計画に対応する事業年度を新たな対象期間とし、当該期間に応じた年数について本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間毎に、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加抛出しを行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対し、ポイントの付与を継続します。ただし、係る追加抛出しを行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加抛出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た金員の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再延長することがあります。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限等

信託期間中の毎年一定の時期に、取締役等に対して、職位別の報酬額を基礎として計算されるポイント（以下「基準ポイント」といいます。）が付与され、対象期間の最終事業年度末日直後の一定の時期（当初対象期間については2024年を予定）に、対象期間に応じた基準ポイント数の累積値に業績連動係数を乗じて計算されるポイント数（以下「株式交付ポイント数」といいます。）に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。

業績連動係数は、対象期間における業績目標の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動します（※）。

※当初対象期間については、ROE、TSR、ESG外部評価及び社員エンゲージメントを業績評価指標とする予定であります。

2025年3月31日で終了する事業年度以降の対象期間については、その時点の中期経営計画を基に取締役会において定めず。

1ポイントにつき当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

なお、取締役等が退任（死亡した場合を含めます。）、又は海外赴任することとなった場合には、当該時点までに累積したポイント数により交付等を行う当社株式等を決定します。

本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数は、1事業年度あたり11万株とし、当初対象期間（2事業年度）に本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数は22万株とします。なお、本信託の継続を行う場合における本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数は、係る1事業年度あたりの上限数に対象期間の年数を乗じた数に相当する株式数となります。この上限数は、上記（2）の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しております。

(4) 取締役等に対する株式交付等の時期及び方法その他株式の交付条件の概要

取締役会が別途定める受益者要件（対象期間中に取締役等であること、非違行為等がないこと等）を充足した取締役等に対する当社株式等の交付等の時期は、原則として、対象期間終了後（ただし、取締役等が退任した場合は、退任後一定の時期）となります。

受益者要件を充足した取締役等は、株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切捨てます。）の交付を本信託から受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等が死亡した場合は、その時点までに累積した基準ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。また、取締役等が海外赴任することとなった場合には、その時点までに累積した基準ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等が海外赴任日までに本信託から給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で配当の残余が生じた場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定であります。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

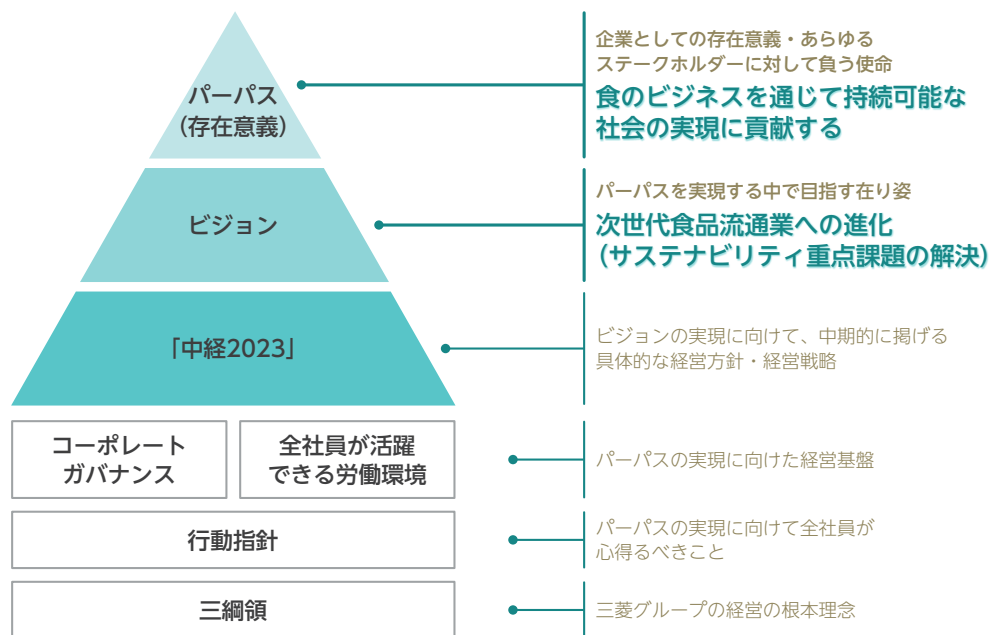
本制度の詳細につきましては、2022年5月26日付適時開示「当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(URL : <https://www.mitsubishi-shokuhin.com/ir/news/>)

(ご参考1) 当社の目指す在り姿

当社は、三菱グループの共通理念である「三綱領」を企業理念とした上で、当社があらゆるステークホルダーに対して負う使命として、「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」をパーパス（存在意義）として定めております。当社は、従来の中間流通業に留まらない「次世代食品流通業」として、サステナビリティ重点課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指しております。

また、当社は、2021年度からの経営方針として『中期経営計画2023』を策定しております。「次世代食品流通業への進化（サステナビリティ重点課題の解決）」をビジョンとして掲げ、この実現のために「機能向上の取り組み」と「地域での取り組み」を推進することで、持続可能な社会の実現及び企業価値の向上を図ります。



(ご参考2) 当社の役員報酬等の決定方針の概要

1. 基本方針

当社は、役員報酬をパーパス・ビジョン実現のための重要な原動力と捉え、以下を基本方針としております。

- (1) 優秀な経営陣の確保・リテンションに資する内容であり、かつ経営陣に適切なチャレンジと自己変革を促すものであること
- (2) 会社業績との連動性が高く、中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること
- (3) 株主をはじめとしたあらゆるステークホルダーと意識・利害を共有する内容であること
- (4) 透明性・客観性が高く、あらゆるステークホルダーに対する説明責任を果たすことができるものであること

2. 報酬水準

役員報酬の水準は、外部調査機関のデータを活用し、類似業種や同規模企業で構成されるピアグループを設定の上、中位水準をターゲットとして職位別に決定しております。

3. 報酬構成

当社の取締役（非常勤取締役を除きます。）及び執行役員の報酬は、基本報酬、賞与、株式報酬によって構成され、概要は以下のとおりであります。なお、非常勤取締役及び監査役は、全額を固定報酬としております。

(報酬構成の概要)

報酬種類	業績連動の有無	変動幅	支給方法	支給時期	構成割合
基本報酬	固定	-	金銭	毎月	70%
賞与	業績連動	0~200%	金銭	年1回	17%
株式報酬	業績連動	0~200%	株式	中期経営計画終了後	13%

(基本報酬)

職位別に設けられた基準に従って決定する固定の金銭報酬で、総額の12分の1を月額報酬として毎月支給いたします。

(賞与)

賞与は、職位別に基準賞与を設け、各事業年度の全社業績及び個人貢献度に応じて変動する金銭報酬で、毎年6月に支給いたします。

全社業績は、当社が重視する指標の内、当該期間の執行内容が強く反映される連結経常利益を指標とし、期初に公表される目標値に対する達成割合に応じたフォーミュラによって支給額を決定いたします。

個人貢献度は、各取締役の貢献度について、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会が行う5段階の評価によって支給額を決定いたします。

賞与指標	評価方法	ウェイト	変動幅
連結経常利益	目標値に対する達成度により評価	50%	0~200%
個人貢献度	個人の貢献度を評価	50%	0~200%

(株式報酬)

株式報酬は、財務指標及び非財務指標に応じて変動する非金銭報酬で、信託の仕組みを通じて支給いたします。毎年一定時期に、職位別の基準額に応じたポイントを付与し、当社の中期経営計画終了後に業績に連動したポイント相当分の株式を支給いたします。また、交付する株式の50%は、納税資金充当のため換価処分の上金銭にて支給いたします。

財務指標及び非財務指標は、当社の中長期的なビジョン達成に向けた重要指標より採用して、ROE、TSR、ESG外部評価及び社員エンゲージメントとしております。

株式報酬指標		評価方法	ウェイト	変動幅
財務指標	ROE	目標値の達成度により評価	40%	0~200%
株価指標	TSR	TOPIX相对比较により評価	40%	0~200%
非財務指標	ESG外部評価	目標値の達成度により評価	10%	0~200%
	社員エンゲージメント		10%	

(注) TOPIX (東証株価指数) とは、Tokyo Stock Price Indexの略称であります。

4. 報酬決定プロセス

当社は、役員報酬決定手続きの公正性・透明性・客観性の強化を目的とし、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しております。なお、同委員会には常勤監査役及び必要に応じて外部専門家がオブザーバー参加することで適宜助言を得ております。取締役会は、同委員会の答申を受け、取締役の報酬の額又はその算定方法に係る決定方針を定めております。

以上

事業報告—提供書面（2021年4月1日～2022年3月31日）

1 企業集団の現況

1) 当事業年度の事業の状況

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が断続的に実施されたこと等により、落ち込みと持ち直しを繰り返しました。また、足元では地政学的リスクの高まりから、エネルギー価格の高騰や原材料不足等の様々な影響が始まっており、先行き不透明な状態で推移いたしました。

食品流通業界においては、昨年9月末の緊急事態宣言の解除で、経済活動の再開、外食需要の持ち直し等が期待されましたが、新たな変異ウイルスの蔓延で、一進一退の状況が続いております。また、小麦粉・食用油等の原材料価格、石油・天然ガス等のエネルギー価格が高騰する中で、国際情勢の影響により更にそれが加速しており、先行き不透明感と消費者心理の悪化で、楽観視できない状況が続きました。

このような状況下、当社グループは、2021年度からの新たな経営方針として、2023年度を最終年度とする「中期経営計画2023」を策定し、新たに当社グループの存在意義である「パーパス」を「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」と定めるとともに、中期的に目指す在り姿である「ビジョン」を「次世代食品流通業への進化（サステナビリティ重点課題の解決）」と定め、この実現に向けて取り組んで参りました。

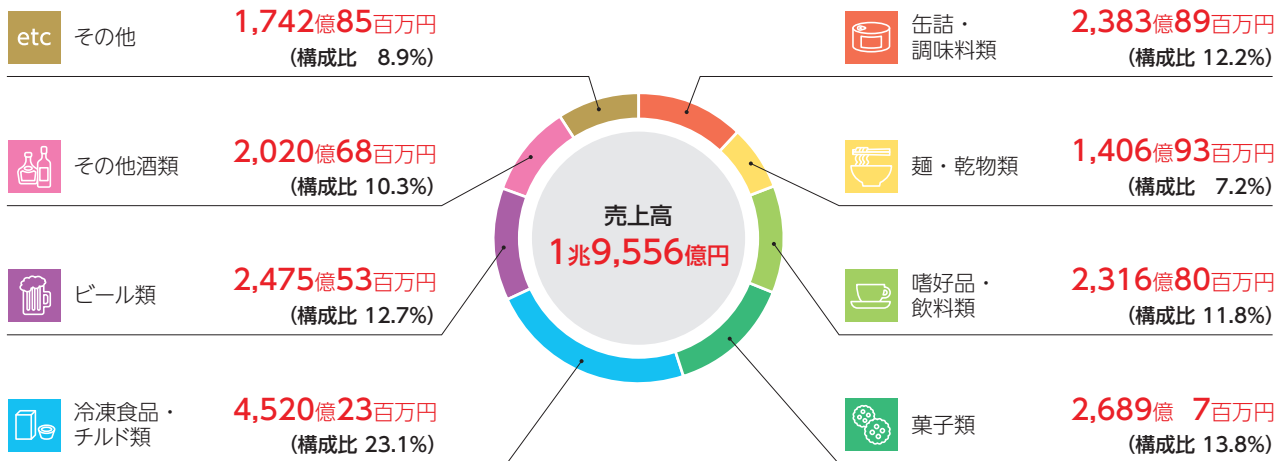
2. 当連結会計年度の業績

売上高 **1兆9,556億1百万円** 営業利益 **190億36百万円**

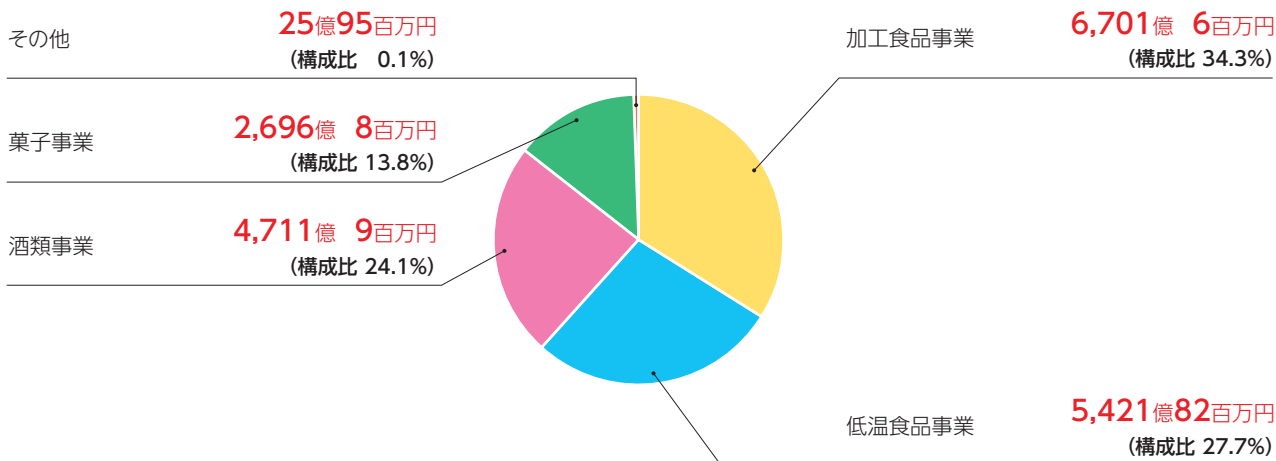
経常利益 **203億71百万円** 親会社株主に帰属する当期純利益 **139億49百万円**

当連結会計年度の業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者減少に伴い、経済活動の制限が緩和されたことにより、一部の業態で回復基調が見られたものの、前年の家庭内食品需要の反動減等により、売上高は1兆9,556億1百万円となりました。営業利益は物流コストを含む販管費の減少等により190億36百万円（前期比21.9%増加）、経常利益は203億71百万円（前期比20.5%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は139億49百万円（前期比25.9%増加）となりました。

▶ 品種別売上高構成比



▶ セグメント別売上高構成比



3. 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資又は社債発行などによる特別な資金調達は行っておりません。

4. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、119億89百万円であります。

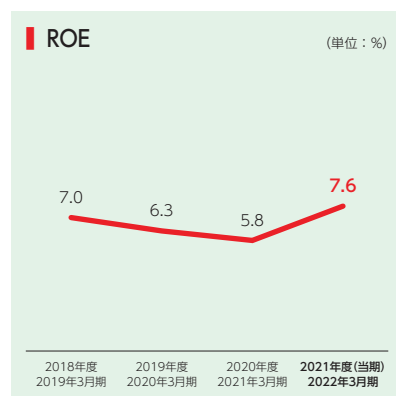
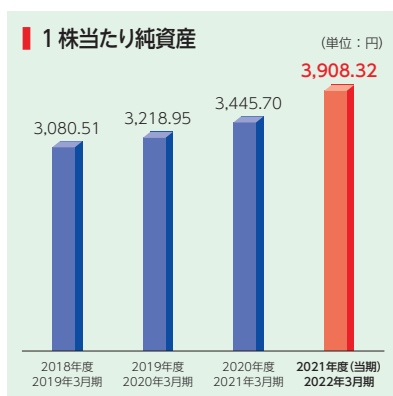
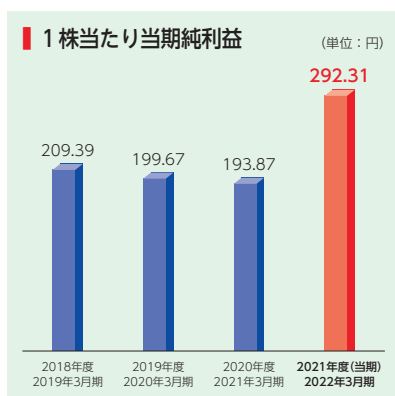
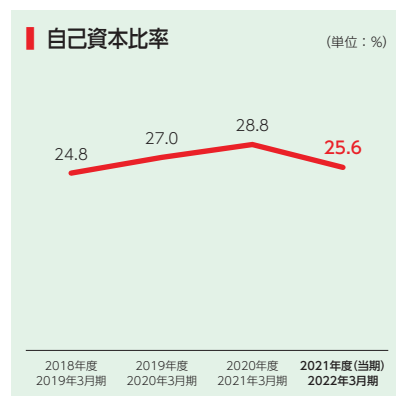
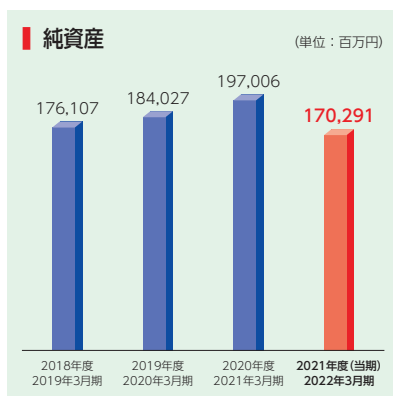
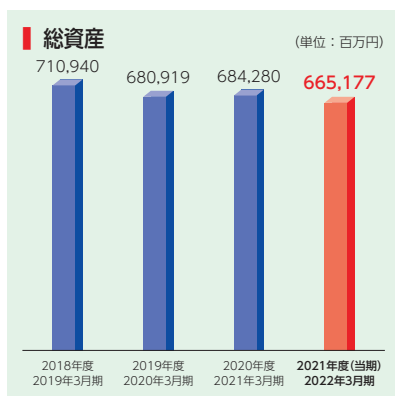
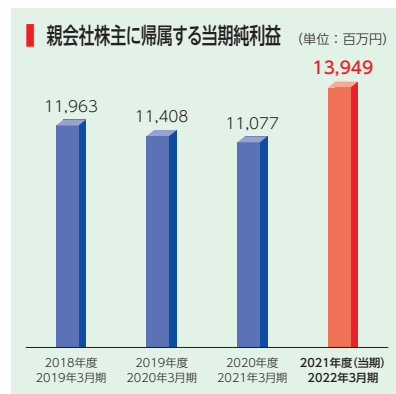
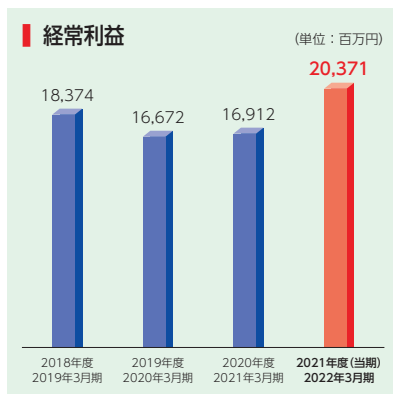
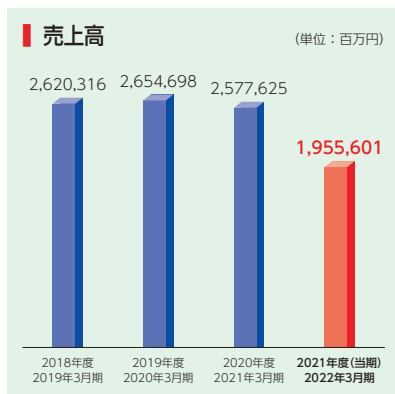
その主なものは、兵庫県における物流センターの新設(37億6百万円)及び基幹システムの構築(12億3百万円)であります。

2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況（業績、財務ハイライト）

1. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

科目 \ 年度		2018年度 2019年3月期	2019年度 2020年3月期	2020年度 2021年3月期	2021年度 2022年3月期
売上高	(百万円)	2,620,316	2,654,698	2,577,625	1,955,601
経常利益	(百万円)	18,374	16,672	16,912	20,371
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	11,963	11,408	11,077	13,949
1株当たり当期純利益	(円)	209.39	199.67	193.87	292.31
ROE	(%)	7.0	6.3	5.8	7.6
総資産	(百万円)	710,940	680,919	684,280	665,177
純資産	(百万円)	176,107	184,027	197,006	170,291
自己資本比率	(%)	24.8	27.0	28.8	25.6
1株当たり純資産	(円)	3,080.51	3,218.95	3,445.70	3,908.32
株価収益率	(倍)	13.8	13.9	16.0	10.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	16,313	2,279	23,828	19,284
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△16,732	△10,961	△6,256	△11,831
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△4,356	△4,364	△5,198	△39,649
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	96,817	83,762	96,135	63,963
従業員数	(名)	5,031	5,019	4,998	4,944

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
 3. 2021年度から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用したことにより、2021年度に係る売上高は当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
 4. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりであります。
 2018年度・・・エリア・業態・機能の面で多様性を有する「総合食品商社」を目指し、機能強化と新たな事業領域の拡大を着実に進めました。売上高はコンビニエンスストアを中心に取引が堅調に推移したことにより増加いたしました。利益面につきましては、経常利益は物流コストを含む販管費が増加したものの売上総利益の改善により増加。親会社株主に帰属する当期純利益は特別損失の改善等により増加いたしました。
 2019年度・・・従来の食品卸の枠を超え、多様性を有する「総合食品商社」を目指し、機能強化と新たな事業領域の拡大を推進して参りました。売上高は成長業態との取引拡大や消費税増税に伴う駆け込み需要に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による買い溜め需要の高まり等により増加いたしました。利益面につきましては、小売業の競争激化に起因した取引の見直しや物流コスト等の増加に加え、夏場の天候不順等の影響により経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益ともに減少いたしました。
 2020年度・・・物流コストの抑制に向けた拠点再編や物流与件の見直しに取り組むとともに、卸事業に続く新たな事業の柱として構築を進めている川上寄り事業の拡大に注力いたしました。売上高は、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や飲食店への時短要請の影響等により減少いたしました。利益面につきましては、物流コストを含む販管費の削減等により経常利益は増加。親会社株主に帰属する当期純利益は特別損失の計上等により減少となりました。
 2021年度・・・前記「1) 当事業年度の事業の状況 1. 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。



(注) 2021年度から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用したことにより、2021年度に係る売上高は当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 当社の財産及び損益の状況の推移

区分		2018年度 2019年3月期	2019年度 2020年3月期	2020年度 2021年3月期	2021年度 2022年3月期
売上高	(百万円)	2,543,866	2,576,624	2,487,784	1,906,293
経常利益	(百万円)	17,625	16,281	16,460	19,635
当期純利益	(百万円)	13,476	11,379	10,928	13,631
1株当たり当期純利益	(円)	235.86	199.17	191.27	285.66
総資産	(百万円)	697,870	669,309	668,548	648,567
純資産	(百万円)	174,048	182,323	194,205	167,169
1株当たり純資産	(円)	3,046.14	3,190.97	3,398.94	3,839.73

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

3. 2021年度から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用したことにより、2021年度に係る売上高は当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

1. 親会社の状況

親会社名	親会社の出資比率	当社との関係
三菱商事株式会社	50.11%	仕入先

(注) 1. 上記の出資比率は、間接所有（三菱商事パッケージング㈱）による株数を含めて算出したものであります。

2. 当社の親会社である三菱商事㈱は、当社の議決権の50.1%（間接所有を含む）を保有しております。当社は、原料から製造、小売に至る全ての領域に幅広く展開する三菱商事グループの総合力も活用し、当社及び当社グループの企業価値の向上に努めております。また、当社の経営・事業活動にあたっては、当社独自の意思決定に基づき行っており、特に重要事項については、複数の独立社外取締役も含む取締役会で独自に意思決定しており独立性は確保されています。当社は三菱商事㈱との間で商品の仕入等の取引がありますが、一般の取引と同様に価格その他の取引条件を市場の実勢を参考に折衝の上決定していることから、当社の取締役会は、当社の利益が害されないと判断しております。

加えて、当事業年度において、個別注記表の「関連当事者との取引に関する注記」に記載のとおり、当社は三菱商事㈱から、自己株式の取得を行いました。本取得に際しては、まとまった数量の自己株式を取得することや、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、株主に一定の検討期間を設けた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって実施し、また、買付価格については、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重するという観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることとしました。更に、当社取締役である榎本孝一、山名一彰及び田村幸土は三菱商事㈱の従業員を兼務しているため、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において三菱商事㈱との協議・交渉にも参加していないことから、決定の独立性は確保されております。更に、当社は、三菱商事㈱との間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外取締役3名（柿崎環、手嶋宣之、吉川雅博）及び社外監査役1名（神垣清水）に対し、本公開買付けを実施することについての決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないかについての意見を依頼し、当該社外取締役及び社外監査役からは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと料する旨の答申を得ております。これらのことから、当社の取締役会は、本取得に係る取引内容及び条件は公正かつ適切な手続きを経て決定しており、当社の利益が害されないと判断しております。

2. 重要な子会社の状況

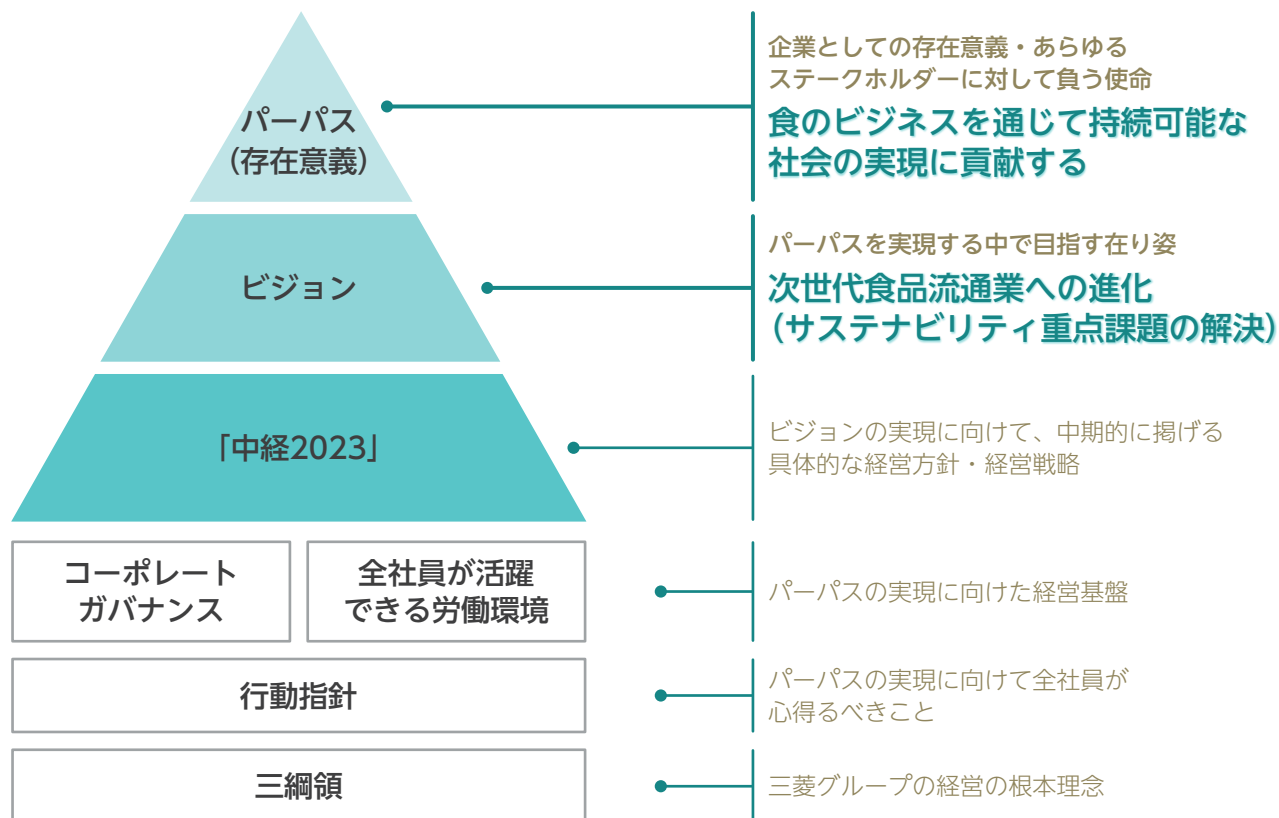
会社名	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ファインライフ	100.00%	業務用食材・原材料の卸売業
株式会社リョーショクペットケア	100.00%	ペットフード卸売業
株式会社エム・シー・フーズ	100.00%	輸入食品・食品原料の卸売業
株式会社クロコ	100.00%	業務用卸売業（食品・酒類）

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

4) 当社グループが対処すべき課題

『中期経営計画2023』

当社グループは、2021年度からの新たな経営方針として、2023年度を最終年度とする「中期経営計画2023」を策定いたしました。新たに当社グループの存在意義である「パーパス」を「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」と定めるとともに、中期的に目指す在り姿である「ビジョン」を「次世代食品流通業への進化（サステナビリティ重点課題の解決）」と定め、この実現に取り組んでおります。



1. 2021年度の取り組み

前年度より続く新型コロナウイルス感染症に対し、当社グループは日常生活に欠かせない食品流通に携わる企業として、感染拡大の抑止に向けた各種対策を徹底し、事業を継続して参りました。

コロナ禍による経済活動の落ち込みと消費低迷が続く中、特に卸事業において、物流費の抑制や営業費の削減に前年以上の危機感を持って取り組みました。他方、巣籠もり需要を取り込む小売り向け取引が堅調に推移した結果、当年度において10年ぶりに過去最高益を更新することができました。

また、機能向上に向けた具体的な取り組みとして、昨年9月1日付で経済産業省が定める「DX認定制度」における「DX認定事業者」の資格を取得するなど、機能向上を下支えするデジタル関連施策を推進して参りました。2023年度の中期経営計画終了までに全社員の2割以上を「デジタル人財」とする計画は順調に進んでおり、既に全社員の約1割の育成が完了しております。

更に、当社グループのパーパスに根ざした経営を実践すべく、新たに策定したサステナビリティ重点課題と2030年目標及び「2050年カーボンニュートラルの実現」方針の下、CO₂排出量削減目標の見直しを行いました。ビジョンに示す社会課題の解決に努め、カーボンニュートラルの実現に向けて邁進して参ります。

2. 2022年度の施策運営方針

当社は従来、商品カテゴリーを基軸とした組織体制でしたが、テクノロジーの進化、脱炭素に代表されるサステナビリティへの世界的な気運の高まり、地域分散型社会の進展など、過去に例のない環境変化を踏まえ、2022年4月1日付でエリア統括制を導入し、現場起点の意思決定プロセス、顧客起点の組織に大きく改編をいたしました。

「中期経営計画2023」においては、顧客である取引先と成長をともにしながら、持続可能なサプライチェーンを構築すべく、2022年度はこれまで以上にスピード感を高めながら以下の取り組みを進めて参ります。

(1)機能向上の取り組み

当社グループの中核事業である卸事業の基盤強化を引き続き進めるとともに、同事業の基盤を活用した商品開発や物流事業、デジタルマーケティングなど、新たな機能の強化に取り組んで参ります。

(2)地域での取り組み

当社グループがこれまで食のビジネスで培ってきたネットワーク・インフラを活用し、更なる機能の磨き込みを図るとともに、地域における多様なパートナーシップを構築することで、食を起点とした地域コミュニティの活性化を図って参ります。

(3)定量目標

先に掲げた「機能向上の取り組み」「地域での取り組み」を通じ、新たな収益基盤を構築するとともに、成長領域への積極投資を行うことで、収益の拡大及び収益性の向上を実現して参ります。具体的には、中期経営計画最終年度である2023年度には、経常利益220億円及びROE8%以上を目指しております。

5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、加工食品、低温食品、酒類、菓子の卸売を主な事業内容とし、更に物流事業及びその他サービス等の事業活動を展開しております。

6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

1. 当社の主要な事業所



2. 子会社の主要な事業所

- (株)ファインライフ (東京都品川区)
- (株)クロコ (東京都文京区)
- (株)エム・シー・フーズ (東京都文京区)
- (株)リョーショクペットケア (横浜市)

7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

1. 企業集団の従業員の状況

	従業員数	前期末比増減
合計	4,944名	△54名

(注) 従業員数は就業人員であります。

2. 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	2,988名	△77名	46.9歳	21.2年
女性	1,179名	△22名	37.3歳	13.2年
合計又は平均	4,167名	△99名	44.2歳	18.9年

(注) 従業員数は就業人員であります。

8) 主要な借入先

2022年3月31日現在の長期借入金、短期借入金はありません。

9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 140,000,000株
2. 発行済株式の総数 43,537,200株
3. 株主数 4,572名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	21,816千株	50.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,725千株	6.25%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY	1,147千株	2.63%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,092千株	2.51%
日本水産株式会社	809千株	1.85%
株式会社ニチレイ	700千株	1.60%
マルハニチロ株式会社	686千株	1.57%
サントリー酒類株式会社	669千株	1.53%
ハウス食品グループ本社株式会社	611千株	1.40%
テーブルマーク株式会社	600千株	1.37%

(注) 持株比率は自己株式 (347株) を控除して計算しております。

2) 新株予約権等の状況

1. 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3) 会社役員の状況

1. 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	京 谷 裕	社長 (兼) CSO
取締役	榎 本 孝 一	コーポレート担当役員 (総務人事) (兼) コンプライアンス担当役員 (兼) 経営企画本部長
取締役	山 名 一 彰	コーポレート担当役員 (CFO)
取締役	山 本 泰 生	営業統括 (兼) CHO (健康増進担当)
取締役	田 村 幸 士	SCM統括
取締役	加 藤 巨	三菱商事(株)食品流通・物流本部長 三菱商事パッケージング(株)取締役
社外取締役 (独立役員)	柿 崎 環	明治大学法学部 教授 京浜急行電鉄(株)社外取締役 日本空港ビルデング(株)社外監査役 秋田銀行(株)社外取締役
社外取締役 (独立役員)	手 嶋 宣 之	専修大学商学部 教授
社外取締役 (独立役員)	吉 川 雅 博	
常勤監査役 [社外]	木 崎 博	
常勤監査役	山 川 幸 樹	
監査役 [社外] (独立役員)	神 垣 清 水	日比谷総合法律事務所 弁護士 アルフレッサホールディングス(株)社外監査役
監査役	高 橋 吉 雄	三菱商事(株)コンシューマー産業管理部長 三菱商事ロジスティクス(株)監査役 三菱鉱石輸送(株)監査役 (株)日本ケアサプライ 監査役

(注) 1. 当社と社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先との間に記載すべき関係はありません。

2. 監査役 木崎 博氏、山川 幸樹氏及び高橋 吉雄氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は、次のとおりであります。

代表取締役	森 山 透	2021年6月28日任期満了
取 締 役	古 屋 俊 樹	2021年6月28日任期満了
監 査 役	榎 本 猛	2021年6月28日任期満了

(ご参考) 2022年4月1日現在の執行役員体制

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
○社長執行役員	京 谷 裕	CSO (兼) CHO (健康増進担当)
○常務執行役員	榎 本 孝 一	コーポレート担当役員 (総務人事・コンプライアンス) (兼) 経営企画本部長
○常務執行役員	田 村 幸 士	SCM統括
常務執行役員	細 田 博 英	商品統括 (兼) 加食管掌
常務執行役員	川 本 洋 史	コーポレート担当役員 (CFO)
常務執行役員	橋 本 和 典	西日本営業統括 (兼) 酒類管掌
常務執行役員	片 岡 博 彰	広域営業統括 (兼) 菓子管掌
常務執行役員	川 上 修	東日本営業統括
常務執行役員	山 本 将 毅	次世代事業統括 (兼) CDO
執行役員	竹 島 健 二 郎	NC本部長
執行役員	若 林 哲 也	東北支社長
執行役員	山 口 慶 文	物流オペレーション本部長
執行役員	江 橋 邦 夫	ライフネット本部長
執行役員	渡 邊 泰 史	コーポレートガバナンスグループマネージャー
執行役員	山 口 勉	中部支社長
執行役員	下 山 直 樹	SCMサポート本部長
執行役員	植 村 広 史	関西支社長
執行役員	佐 塚 一 郎	九州支社長
執行役員	田 中 正 史	CIO (兼) 情報システム本部長
執行役員	菅 沼 利 之	関東支社長
執行役員	金 子 昇	トレーディング本部長
執行役員	山 根 隆 幸	営業企画本部長 (兼) 低温管掌
執行役員	横 山 達 久	首都圏支社長
執行役員	内 山 勝 夫	北海道支社長
執行役員	佐 藤 達 也	フードサービス本部長
執行役員	宮 村 陽 司	ロジスティクス本部長

(注) ○印の執行役員は、取締役を兼務しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員個人の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要及び決定方法

当社の役員個人の報酬等（以下、本項において単に「報酬」といいます。）の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。なお、当該決定方針は、取締役会の決議により決定しております。

① 当社の役員報酬制度の基本的な考え方と基本方針

取締役の報酬は、日本における同程度規模の主要企業と比較を行った上で、業績に見合った水準とし、職位別に設けられた一定の基準に、会社の業績や個人の成果等を加味して決定します。取締役の報酬は取締役会において総額を決議するとともに個人別の報酬額については、固定報酬（基本報酬）は代表取締役社長に一任し、変動報酬（賞与）は社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会に一任することとしております。また、監査役報酬は監査役の協議で決定することとしております。なお、翌事業年度以降は、取締役の個人別の報酬額の全部の決定について指名・報酬・ガバナンス委員会に一任する予定であります。

② 報酬体系

- ・ 取締役（非常勤取締役を除きます。）の報酬については、固定報酬に加え、全社業績目標の達成度及び個人業績と連動させた変動報酬とします。当社は、株式報酬型ストックオプション等の非金銭報酬は導入しておらず、金銭報酬のみとしておりますが、賞与において中期経営計画における目標の達成度合等を反映させ支給額を決定します。
- ・ 固定報酬及び変動報酬の支払割合は、取締役（非常勤取締役を除きます。）の責任に対する適切なインセンティブ付与の観点から固定報酬を8割、変動報酬を2割を標準とし、変動報酬においては全社業績と個人の貢献度に分け、それぞれ標準額から0～2倍で変動することとします。
- ・ 非常勤取締役及び監査役は、全額を固定報酬としております。
- ・ 指名・報酬・ガバナンス委員会及びグループ取引管理委員会の委員のうち、独立役員に対しては、委員手当（委員長は委員長手当）を支給しております。

③ 固定報酬に関する方針

取締役の固定報酬については、職位別の基準に基づいて設けられた基準に従って決定し、固定報酬の12分の1を月額報酬として毎月支払いいたします。

④ 変動報酬に関する方針

- ・ 取締役（非常勤取締役を除きます。）の変動報酬の内、全社業績目標の達成度に連動する報酬は、フォーミュラを定め、当社が重視する指標の内、当該期間の執行内容が強く反映される連結経常利益を指標とし、達成割合に応じて支給額を決定します。
- ・ また、個人の貢献度に応じて支給する報酬は、一定の段階（5段階）に分けての評価に基づくこととし、指名・報酬・ガバナンス委員会において、社長及び業務執行取締役の評価を行い支給額を決定します。
- ・ 取締役（非常勤取締役を除きます。）の変動報酬については、賞与として年に1回（毎年6月）支給します。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の額の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額の決定については、固定報酬は、代表取締役社長に一任することを取締役会で決議しております。その理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。なお、決議する際には、事前に独立役員に説明し意見を聴取した上で審議いたします。また、変動報酬は、2021年12月23日に設置した、独立役員（社外取締役3名及び社外監査役1名）並びに代表取締役社長及び取締役（兼）常務執行役員 コーポレート担当役員（総務人事・コンプライアンス）で構成する指名・報酬・ガバナンス委員会に一任することを取締役会で決議しております。その理由は、公正性・透明性・客観性の観点から、社外取締役の委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会で決議することが最も適しているからであります。なお、翌事業年度以降は、取締役の個人別の報酬額の全部について指名・報酬・ガバナンス委員会において決定する予定であります。

(2)当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	254	209	44	—	11
監査役	66	66	—	—	5

- (注) 1. 当社は使用人兼務取締役がおりませんので、取締役の支給額には、使用人給与は含まれておりません。
 2. 支給額のうち、社外役員（5名）の報酬等の総額は65百万円であります。
 3. 当事業年度末現在の人員数は取締役9名、監査役4名であります。
 4. 上記業績連動報酬の額は、当事業年度に係る業績連動報酬につき計上した引当金の額を記載しております。
 5. 前事業年度に在任していた取締役に対し、当事業年度に支給した報酬等の総額と過年度の事業報告において開示した報酬等の総額との差額7百万円が発生いたしました。上表には含まれておりません。
 6. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬はありません。

■業績連動報酬に関する事項

全社業績目標の達成度及び個人の貢献度に応じて、業績連動報酬を賞与として支給いたします。全社業績目標の達成度に連動する報酬は、当社が重視する指標の内、当該期間の執行内容が強く反映される連結経常利益を指標としており、フォーミュラに基づき達成割合に応じて支給額を決定いたします。なお、連結経常利益の推移は、「1企業集団の現況2）直前3事業年度の財産及び損益の状況（業績、財務ハイライト）」に記載のとおりであります。また、個人の貢献度に応じて支給する報酬等は、一定の段階（5段階）に分けての評価に基づき支給額を決定いたします。上記表に記載の業績連動報酬の額は引当金の額であり、実際に支給される業績連動報酬は、指名・報酬・ガバナンス委員会における社長及び業務執行取締役の評価を踏まえ、その総額について取締役会において決議の上、個人別の報酬額について指名・報酬・ガバナンス委員会が決定する予定であります。

■取締役の個人別の報酬等の内容が上記(1)の決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等のうち、固定報酬については、代表取締役社長京谷 裕が上記(1)の決定方針に基づき評価し個人別の報酬額を決定していることから、取締役会は、当事業年度に係る個人別の固定報酬の内容が上記(1)の決定方針に沿うものであると判断しております。また、業績連動報酬については、指名・報酬・ガバナンス委員会における社長及び業務執行取締役の評価を踏まえ、取締役会においてその総額を決議の上、個人別の報酬額について指名・報酬・ガバナンス委員会が決定する予定であり、取締役会はその内容が上記(1)の決定方針に沿うものであることを確認する予定であることから、取締役会は、当事業年度に係る個人別の業績連動報酬の内容が上記(1)の決定方針に沿うものとすると判断しております。

(3)取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬は2007年3月29日開催の定時株主総会で報酬枠を取締役12名以内について年額5億円以内、監査役報酬は監査役4名以内について1億円以内として支給することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（内、社外取締役は1名）、監査役の員数は4名であります。また、社外取締役は2016年6月27日開催の定時株主総会で取締役報酬枠5億円の内、5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（内、社外取締役は2名）であります。

(4)取締役の個人別の報酬等の額の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額については、取締役会の委任決議に基づき、固定報酬は代表取締役社長京谷 裕が決定しており、変動報酬は独立役員である吉川 雅博氏（社外取締役）、柿崎 環氏（社外取締役）、手嶋 宣之氏（社外取締役）及び神垣 清水氏（社外監査役）、並びに代表取締役社長京谷 裕氏及び取締役（兼）常務執行役員コーポレート担当役員（総務人事・コンプライアンス）榎本 孝一氏で構成する指名・報酬・ガバナンス委員会が決定いたします。これらの権限を委任した理由は、固定報酬については、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであり、変動報酬については、公正性・透明性・客観性の観点から、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会が決議することが最も適しているからであります。なお、翌事業年度以降は、取締役の個人別の報酬額の全部について指名・報酬・ガバナンス委員会において決定する予定であります。

3. 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

(1)社外取締役

氏名	果たすことが期待される役割	主な活動状況
柿崎 環	商法・金融商品取引法を研究分野とする大学教授として有する内部統制などに関する高い見識を活かし、客観的・専門的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うこと。	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、内部統制などに関する高い見識に基づき、客観的・専門的な視点から、議案の審議等につき、必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名・報酬・ガバナンス委員会及びグループ取引管理委員会の委員として、当事業年度開催の委員会（指名・報酬・ガバナンス委員会5回、グループ取引管理委員会1回）に全て出席することなどにより、独立した客観的立場から業務執行に対する適切な監督を行っております。
手嶋 宣之	証券市場論、企業ファイナンス論及びコーポレートガバナンスを研究分野とする大学教授として有する高い見識及び企業における業務経験を活かし客観的・専門的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うこと。	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、企業ファイナンスなどに関する高い見識に基づき、客観的・専門的な視点から、議案の審議等につき、必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名・報酬・ガバナンス委員会及びグループ取引管理委員会の委員として、当事業年度開催の委員会（指名・報酬・ガバナンス委員会5回、グループ取引管理委員会1回）に全て出席することなどにより、独立した客観的立場から業務執行に対する適切な監督を行っております。
吉川 雅博	三菱レイヨン株（現三菱ケミカル株）における、繊維の製造部門、経営戦略部門、取締役（研究開発部部門所管役員）などの多様な業務経験、企業経営に関する豊富な経験及び知見を活かし、客観的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うこと。	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験に基づき、客観的・多角的な視点から、議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名・報酬・ガバナンス委員会及びグループ取引管理委員会の委員長（議長）として、当事業年度開催の委員会（指名・報酬・ガバナンス委員会5回、グループ取引管理委員会1回）に全て出席し、適切に委員会を運営することなどにより、独立した客観的立場から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

(2)社外監査役

氏名	主な活動状況
木崎 博	当事業年度開催の取締役会15回の全て、また、監査役会14回の全てに出席し、常勤監査役としてガバナンスのあり方と運営状況を確認し、上場会社における常勤監査役としての経験及び公認会計士有資格者としての財務・会計に関する高い見識に基づき、必要な発言を行っております。また、上記のほか、高度な情報収集力・業務の知見を保有することから、指名・報酬・ガバナンス委員会及びグループ取引管理委員会にオブザーバーとして、当事業年度開催の委員会（指名・報酬・ガバナンス委員会5回、グループ取引管理委員会1回）に全て出席することなどにより、業務執行に対する適切な監督を行っております。
神垣 清水	当事業年度開催の取締役会15回の全て、また、監査役会14回の全てに出席し、法曹界を通じて培われた知識・経験に基づき、客観的・中立的な立場から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての必要な発言を行っております。また、上記のほか、指名・報酬・ガバナンス委員会及びグループ取引管理委員会の委員として、当事業年度開催の委員会（指名・報酬・ガバナンス委員会5回、グループ取引管理委員会1回）に全て出席することなどにより、独立した客観的立場から業務執行に対する適切な監督を行っております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役柿嶋 環氏、手嶋 宣之氏及び吉川 雅博氏並びに社外監査役神垣 清水氏は、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- 会社法第423条第1項の責任について、
- イ. その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、
 - ロ. 会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負う。

4) 会計監査人の状況

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	137百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	183百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して非監査業務としてグループ取引管理委員会設置等に係る助言・指導及びその他の業務を委託し、その対価を支払っております。

また、連結子会社は会計監査人に対して非監査業務として監査受託のための調査を委託し、その対価を支払っております。

4. 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び監査役会が定めた基準等に基づき、会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、同業他社との比較等、必要な検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして妥当と考えられることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ロ. 当社は、企業理念を念頭に事業活動を行うとともに、法令等を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを最優先事項とする。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンスに関する行動指針を制定し、当社グループに周知徹底を図る。
- ハ. 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス行動指針に基づき、当社内及び社外（弁護士）に設置する当社グループ相談窓口の何れかに報告を行う。
当社グループは、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。
- ニ. 監査部は、業務執行部門から独立し、当社グループにおける業務の適正性及び効率性につき監視を行う。
- ホ. 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- ヘ. 当社は、子会社それぞれに監査役を派遣する等の方法により、子会社の内部統制に資する監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これらを閲覧できる体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループは、企業活動に係わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。
- ロ. 当社グループは、有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会・経営会議等を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
- ロ. 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織体制、権限、業務分掌を社内規程等において明確にし、効率的な執行体制を整備する。また、子会社にも当社に準拠した体制を構築させる。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における独立性を尊重しつつ、株主権の適正な行使を旨として、取締役や監査役の派遣等を通じて緊密な連携を図り、子会社における経営上の重要事項を報告させるとともに、内部統制に関する情報の伝達、共有化等が効率的に行える体制を構築する。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

7. 監査役職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 取締役は、監査役の求めにより、監査役職務を補助する従業員（監査役補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに予算を策定する。
- ロ. 取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。
- ハ. 監査役補助者は、他部門の職務を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役会に報告する。
- ロ. 監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告する。上記重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。
- ハ. 当社のコンプライアンス担当部局は、当社グループのコンプライアンス相談窓口にて報告された事項を、都度監査役に対して報告する。当社グループは、コンプライアンス行動指針に基づき、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。
- ニ. 監査役への報告が、誠実に洩れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役と会計監査人は、監査役と定期的な面談を行う。
- ロ. 取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、監査役と子会社の関係者（取締役、業務執行者、監査役、内部監査部門等）との意思疎通、情報の収集・交換が行える体制を整備する。
- ハ. 取締役は、監査役職務の遂行に当たり、監査役が、必要に応じ弁護士等外部専門家との連携を図れるようにする等、監査環境の整備に努める。
- ニ. 当社は、監査役職務の執行に係る費用等について、当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。

6) 内部統制システム（業務の適正確保体制）の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めており、運用状況については、取締役会に報告しております。

当事業年度における、内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 内部統制システムを支える各委員会は、定期的開催の上、その活動内容等を経営会議に報告しており、重要事項については都度取締役会に対して報告されております。
- ロ. 当社グループにおけるコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンスに係る規程を整備するとともに、セミナーやeラーニング実施により、取締役及び従業員へのコンプライアンス意識の浸透、定着を図っております。
- ハ. 当社は、企業理念である「三綱領」の考えのもと、持続可能な社会を支える企業として、社会課題の解決・社会的責任を重視したサステナビリティ経営を行うべく、「サステナビリティ方針」を制定しております。また、当社として「サステナビリティ重点課題と2030年目標」を設定しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る情報は、法令及び社内規程により、各組織で適切に保存・管理しており、必要に応じて取締役及び監査役が当該書類等を閲覧できる体制を整えております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、社内規程に基づき、想定されるリスク及び発生したリスクに対する適切な危機管理に努めており、その中で、投融資等に関する経営会議の諮問機関である「投融資委員会」はリスク管理上重要な案件について、事前審議及び整理を行い、取締役会等に対し意見具申しております。
- ロ. 個人情報の適切な保存・管理体制強化を目的とし、業務委託先を含めた実態調査を実施しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会規則に基づき取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営上の重要事項の決定や業務執行の監督を行っております。取締役会決議事項を除く業務執行は、意思決定の迅速化の観点から、取締役会が定める業務分担に従い最高経営責任者である社長を含め執行役員に委ねており、重要な業務執行は経営会議にて審議・決定の上、取締役会に報告しております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の独立性を尊重しつつ、子会社から当社への報告体制を整備し、グループの統一した考え方に基づく管理・運用を通じて、連結経営管理を強化することにより、子会社の効率的な業務執行体制を整備しております。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

- イ. 当社は、金融商品取引法に基づく内部統制が組織内の業務に組み込まれて遂行される体制の整備を図っており、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を確認する委員会を年4回開催しております。
- ロ. 本社・支社・連結子会社の責任者は内部統制が有効に機能していることを確認の上、当社社長に対し宣言しており、内部監査部門は会計監査人とも連携し、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況につき評価を行い社長及びCFOに報告するとともに、内部統制システムの実効性を確認しております。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の評価、及び異動等の決定については、事前に監査役の同意を得た上で決定しており、当該補助者は、業務執行から独立し監査役の業務を補助しております。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実、法令に違反する行為等が発生した場合に監査役に報告する体制を整えており、また、経営上の重要事項は、経営会議等を通じて報告されております。
- ロ. コンプライアンス相談窓口で報告された事項の内、重要な案件については全て監査役に対し報告されております。
- ハ. コンプライアンス相談窓口で報告された事項について、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行うことを禁止する旨、コンプライアンス行動指針に規定し、周知しております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役は、監査役が社内の重要課題等を把握し、必要に応じて意見を述べることができるよう、経営会議や内部統制システムを支える各委員会等への出席機会を提供しております。
- ロ. 社長等、会計監査人及び内部監査部門は監査役と定期的な面談、打合せを行い、監査の実効性を高めております。

各体制におけるその他の項目も、適切に運用しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	514,842	流動負債	466,529
現金及び預金	205	支払手形及び買掛金	402,495
受取手形	510	リース債務	1,248
売掛金	317,160	未払法人税等	4,219
商品及び製品	68,706	賞与引当金	3,292
原材料及び貯蔵品	872	役員賞与引当金	44
未収入金	52,483	その他の流動負債	55,228
短期貸付金	63,757	固定負債	28,357
その他の流動資産	11,403	リース債務	4,876
貸倒引当金	△256	退職給付に係る負債	11,262
固定資産	150,335	繰延税金負債	148
(有形固定資産)	(79,474)	資産除去債務	8,752
建物及び構築物	31,269	その他の固定負債	3,317
機械装置及び運搬具	10,197		
器具及び備品	2,299	負債合計	494,886
土地	29,372	純資産の部	
リース資産	5,335	株主資本	161,331
建設仮勘定	999	資本金	10,630
(無形固定資産)	(18,589)	資本剰余金	10,117
のれん	1,425	利益剰余金	140,584
ソフトウェア	17,123	自己株式	△0
その他の無形固定資産	40	その他の包括利益累計額	8,824
(投資その他の資産)	(52,271)	その他有価証券評価差額金	8,152
投資有価証券	28,892	繰延ヘッジ損益	123
繰延税金資産	1,768	為替換算調整勘定	172
退職給付に係る資産	2,686	退職給付に係る調整累計額	376
その他の投資その他の資産	19,012	非支配株主持分	135
貸倒引当金	△87	純資産合計	170,291
資産合計	665,177	負債純資産合計	665,177

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		1,955,601
売上原価		1,820,441
売上総利益		135,160
販売費及び一般管理費		116,123
営業利益		19,036
営業外収益		
受取利息	74	
その他の営業外収益	3,221	3,295
営業外費用		
支払利息	165	
その他の営業外費用	1,794	1,960
経常利益		20,371
特別利益		
固定資産売却益	211	
その他の特別利益	0	211
特別損失		
減損損失	344	
その他の特別損失	66	410
税金等調整前当期純利益		20,172
法人税・住民税及び事業税	6,550	
法人税等調整額	△344	6,206
当期純利益		13,965
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純利益		13,949

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	10,630	33,387	144,128	△2,560	185,585
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,952		△2,952
親会社株主に帰属する 当期純利益			13,949		13,949
自己株式の取得及び処分				△35,252	△35,252
自己株式の消却		△23,270	△14,540	37,811	－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△23,270	△3,543	2,559	△24,254
2022年3月31日残高	10,630	10,117	140,584	△0	161,331

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2021年4月1日残高	10,881	99	△81	391	11,291	128	197,006
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,952
親会社株主に帰属する 当期純利益							13,949
自己株式の取得及び処分							△35,252
自己株式の消却							－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△2,729	23	253	△14	△2,466	6	△2,460
連結会計年度中の変動額合計	△2,729	23	253	△14	△2,466	6	△26,715
2022年3月31日残高	8,152	123	172	376	8,824	135	170,291

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	499,601	流動負債	454,319
現金及び預金	144	買掛金	390,094
受取手形	288	リース債務	1,072
売掛金	301,543	未払金	50,548
商品	60,824	未払法人税等	3,803
未収入金	52,309	預り金	2,428
短期貸付金	73,987	賞与引当金	3,043
その他の流動資産	11,248	役員賞与引当金	44
貸倒引当金	△743	その他の流動負債	3,282
固定資産	148,965	固定負債	27,078
(有形固定資産)	(76,781)	リース債務	4,571
建物	28,944	退職給付引当金	10,901
構築物	1,072	債務保証損失引当金	24
機械及び装置	9,764	資産除去債務	8,077
車輛及び運搬具	347	その他の固定負債	3,503
器具及び備品	2,172		
土地	28,578	負債合計	481,397
リース資産	4,920	純資産の部	
建設仮勘定	981	株主資本	159,156
(無形固定資産)	(18,310)	(資本金)	10,630
のれん	1,341	(資本剰余金)	10,400
ソフトウェア	16,936	資本準備金	10,400
その他の無形固定資産	33	(利益剰余金)	138,126
(投資その他の資産)	(53,873)	利益準備金	628
投資有価証券	27,718	その他利益剰余金	137,497
関係会社株式	2,848	圧縮記帳積立金	1,127
長期貸付金	1,004	圧縮特別勘定積立金	657
長期差入保証金	14,867	別途積立金	129,500
長期前払費用	2,033	繰越利益剰余金	6,212
前払年金費用	2,209	(自己株式)	△0
繰延税金資産	1,536	評価・換算差額等	8,013
その他の投資その他の資産	1,666	その他有価証券評価差額金	8,009
貸倒引当金	△11	繰延ヘッジ損益	3
資産合計	648,567	純資産合計	167,169
		負債純資産合計	648,567

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		1,906,293
売上原価		1,780,375
売上総利益		125,918
販売費及び一般管理費		108,652
営業利益		17,266
営業外収益		
受取利息	123	
受取配当金	1,913	
その他の営業外収益	2,369	4,405
営業外費用		
支払利息	154	
その他の営業外費用	1,881	2,036
経常利益		19,635
特別利益		
固定資産売却益	211	
その他の特別利益	0	211
特別損失		
減損損失	309	
抱合せ株式消滅差損	182	
その他の特別損失	132	624
税引前当期純利益		19,223
法人税・住民税及び事業税	5,904	
法人税等調整額	△312	5,591
当期純利益		13,631

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					圧縮記帳積立金	圧縮特別勘定積立金	別途積立金			繰越利益剰余金
2021年4月1日残高	10,630	10,400	23,270	628	1,188	468	128,000	11,702	△2,560	183,728
事業年度中の変動額										
剰余金の配当								△2,952		△2,952
当期純利益								13,631		13,631
圧縮記帳積立金の取崩					△60			60		—
圧縮特別勘定積立金の積立						213		△213		—
圧縮特別勘定積立金の取崩						△24		24		—
別途積立金の積立							1,500	△1,500		—
自己株式の取得及び処分									△35,252	△35,252
自己株式の消却			△23,270					△14,540	37,811	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	△23,270	—	△60	189	1,500	△5,489	2,559	△24,572
2022年3月31日残高	10,630	10,400	—	628	1,127	657	129,500	6,212	△0	159,156

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	10,474	2	10,477	194,205
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,952
当期純利益				13,631
圧縮記帳積立金の取崩				—
圧縮特別勘定積立金の積立				—
圧縮特別勘定積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
自己株式の取得及び処分				△35,252
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△2,465	1	△2,463	△2,463
事業年度中の変動額合計	△2,465	1	△2,463	△27,036
2022年3月31日残高	8,009	3	8,013	167,169

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

三菱食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三浦 靖 晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 朝岡 まゆ美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱食品株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

三菱食品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三浦 靖 晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 朝岡 ま ゆ 美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱食品株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役との意見交換会を定期的実施するなど連携を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議にオンライン形式も含め出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会、グループ取引管理委員会、その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑤監査の実効性及び効率性を高めるため、監査役、会計監査人、内部監査部門が出席する三様監査会議を開催し、それぞれの監査状況について報告と情報交換を図ることにより監査環境の整備に努めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

三菱食品株式会社 監査役会

監査役(常勤)	木崎博	Ⓔ
監査役(常勤)	山川幸樹	Ⓔ
監査役	神垣清水	Ⓔ
監査役	高橋吉雄	Ⓔ

(注) 監査役(常勤) 木崎博及び監査役神垣清水は会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

定時株主総会会場ご案内図

会場

文京ガーデン ゲートタワー11階・当社会議室

東京都文京区小石川一丁目1番1号

交通

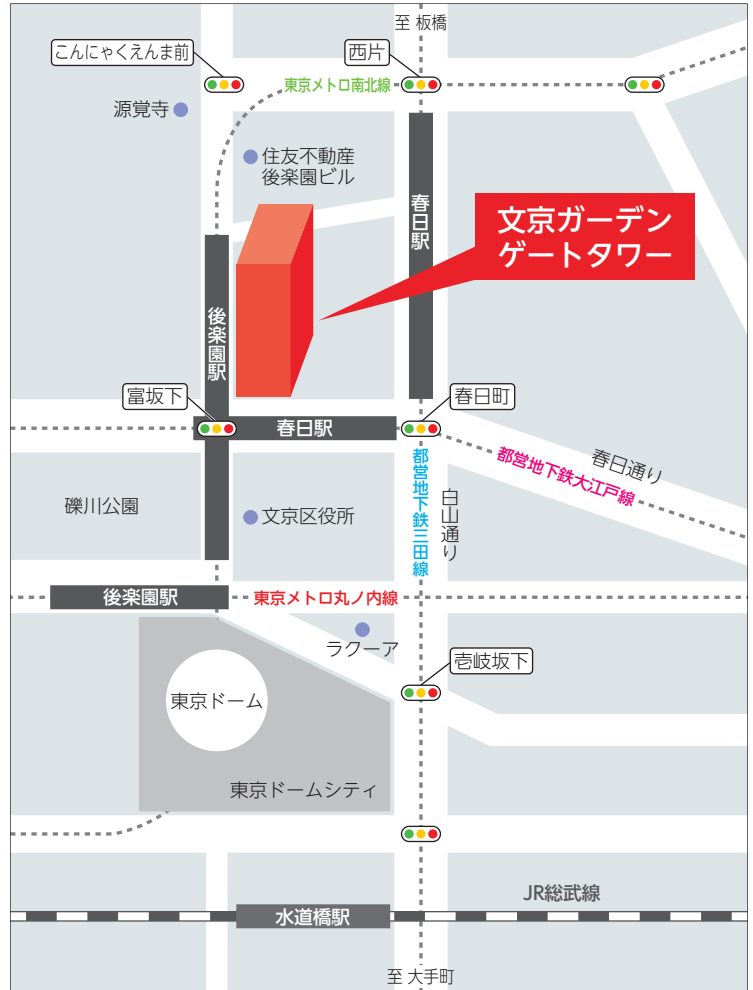
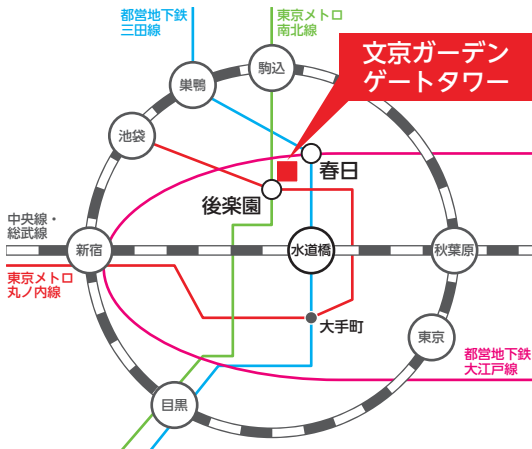
A 東京メトロ南北線
後樂園駅7番出口直結

B 東京メトロ丸ノ内線
後樂園駅7番出口直結

C 都営地下鉄大江戸線
春日駅7番出口直結

D 都営地下鉄三田線
春日駅7番出口直結

E JR総武線
水道橋駅（東口）より徒歩10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。